

## 資料目次

- (1) 高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約
- (2) 大学設置基準
- (3) 学位規則
- (4) Groningen Declaration

## 高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約

(2018年11月 日本語訳は「和文テキスト」として文部科学省がウェブ上に公表しているもの。原語(英語)の挿入は発表者。)

### 前文

この規約の締約国は、地理的、文化的、教育的及び経済的なきずなを強化するという共通の意思に従い、

国際連合教育科学文化機関憲章に定めるとおり「この機関の目的は、教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和及び安全に貢献することである」ことを想起し、

アジア太平洋における教育に係る伝統、制度及び価値観に著しい多様性が存在することを認識し、アジア太平洋において存在する文化及び高等教育制度の多様性が、特別の資源であることを確信し、

アジア太平洋において知識の向上を奨励し、及び高等教育の質を不断に改善するため、締約国の人的な潜在力を最も適当な形で利用することを目的として、締約国間の協力を強化し、及び拡充することを約束し、

自国の規則に妥当な考慮を払いつつ、各締約国の国民（特に学生及び学者(its students and academics)）による各締約国の教育資源の利用を容易にすることにより、アジア太平洋の人々が文化資源を十分に活用できるようにすることを希望し、

締約国間の協力の枠組みにおいて、高等教育の資格の承認(the recognition of qualifications higher education)が、学生及び学者の国際的な移動(international mobility)を容易にすることを確信し、

アジア太平洋において経済的、社会的、文化的及び技術的な発展を容易にし、並びに平和を促進することを目的として、文化交流を強化することが必要であることに留意し、

多くの締約国が、これらの締約国間で高等教育の資格の承認に関する二国間又は小地域の協定を締結していることを想起しつつも、この規約によってアジア太平洋全域に協力を拡大することによりかかる努力を強化することを希望し、

この規約が、世界の他の地域を対象とする国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」(UNESCO)という。）の承認に関する規約及び千九百九十三年の高等教育における修学及び資格証書の承認に関するユネスコの勧告との関連においても考慮されるべきであることに留意し、

これらの規約が採択された後、アジア太平洋における高等教育の広範にわたる変化が、国内及び各国間の教育制度の多様化を著しく展開させたこと並びにこうした展開を反映するよう法的文書及び慣行(legal instruments and practice)を調整する必要があることを認識し、

他のユネスコの地域規約の当事国と共に世界的な規模で積極的な国際協力に従事する意思を有し、

高等教育の資格の承認に関する実際的な課題について共通の解決策を見出す必要があり、これによりアジ

ア太平洋における学生及び学者の移動が容易になることを認識し、

承認に関する現在の慣行を改善(improve)し、並びに当該慣行を一層透明性の高い(transparent)ものとし、及びアジア太平洋における高等教育の現状に一層適合(better adapted)させる必要があることを認識し、

各締約国が他の締約国によって付与(issue)された高等教育の資格を承認することは、締約国間の高等教育上の移動を促進するための重要な措置となるものであることを考慮し、

各締約国の文化的状況に適した方法により生涯教育及び教育の民主化を促進するため、高等教育の資格の

承認をできる限り広範に確保することを希望し、

各締約国が資格のための制度を設け、及び認める権利並びに各締約国の機関の自律性を尊重して、

次のとおり協定した。

## 第I章 用語の定義

### 第I.1条

この規約の適用上、

「1983年規約」とは、1983年12月16日にバンコクで採択されたアジア太平洋における高等教育に係る修学、修了証書及び学位の承認に関する地域規約をいう。

「(高等教育を)受ける機会(access to higher education)」とは、資格を有する候補者が高等教育への入学を出願し、その入学許可について検討される権利をいう。

「認定(accreditation)」とは、高等教育課程又は高等教育機関について、適当な水準を満たしているものとして承認(recognize)し、又は証明(certify)することを可能にする評価(assessment)及び検討(review)の過程をいう。

「(高等教育機関及び高等教育課程への)入学許可(admission (to higher education institutions and programmes))」とは、資格を有する者(holders of qualifications)による特定の高等教育機関又は高等教育課程における修学を認める行為又は制度をいう。

「(機関又は課程の)評価(assessment (of institutions or programmes))」とは、高等教育機関又は高等教育課程の教育の質を確認する過程をいう。

「(個人の資格の)評価(assessment (of individual qualifications))」とは、権限のある承認当局が外国において付与された個人の資格に対して行う書面による審査(appraisal)又は評価(evaluation)をいう。

「避難民(Displaced person)」とは、自らの所在地又は環境及び職業上の活動から離れることを強制された者をいう。

「権限のある承認当局(Competent Recognition Authority)」とは、政府機関又は政府により公式に認められた非政府機関であって、外国において付与された資格の承認について決定を行うものをいう。

「締約国の構成要素(Components of a Party)」とは、国、州、連邦又は地域の段階における公的機関(public entities)をいう。

「(高等教育課程を)受講するための一般要件(General Requirements for Access (to Higher Education))」とは、高等教育を受ける機会のためにいかなる場合においても満たされなければならない条件をいう。

「高等教育(Higher Education)」とは、締約国の関係当局が自国の高等教育制度に属すると認める中等教育後の教育、訓練又は研究(post-secondary education, training or research)をいう。

「高等教育機関(Higher Education Institution)」とは、締約国の関係当局が認める高等教育を提供する施設をいう。

「高等教育課程(Higher Education Programme)」とは、締約国の関係当局が自国の高等教育制度に属すると認める(recognise)修学の課程(programme of study)であって、その修了(completion)によりその学生に対して高等教育の資格を付与(provide)するものをいう。

「準用(mutatis mudandis)」とは、「それぞれの相違を考慮して」を意味するラテン語の語句である。

「非伝統的な資格取得の形態(non-traditional modes)」とは、代替的な提供手段を通じて資格を取得することをいう。

「部分的な修学(Partial Studies)」とは、高等教育課程の同質な部分(homogeneous part)であって、それ自体は完結した課程ではない(not a complete programme in itself)が、知識及び技能の相当の取得(significant acquisition of knowledge and skills)と同等に取り扱うことができる(can be equated with)ものをいう。

「高等教育を受ける機会を与える資格(Qualification Giving Access to Higher Education)」とは、関係当局が付与する資格であって、教育課程を修了したことを証明し、及び当該資格を有する者に高等教育への入学許可について検討される権利を与えるものをいう。

「高等教育の資格(Qualification in Higher Education)」とは、高等教育機関が付与する学位(degree)、修了証書(diploma)その他証明書で(certificate)あって、高等教育課程を修了したことを証明(attest)するものをいう。

「質の保証(Quality Assurance)」とは、受入可能な水準(acceptable standards)が維持(maintain)され、及び引き上げ(enhance)られていることを利害関係者に保証するため、高等教育制度、高等教育機関又は高等教育課程の質を評価し、及び向上させるための進行中(on-going)の過程をいう。

「従前の学習の承認(Recognition of Prior Learning)」とは、いずれかの者が正規の又は正規でない学習(formal and/or non-formal learning)の結果として有する知識及び技能を正式に(formally)認める(acknowledge)ための過程をいう。

「資格の承認」(Recognition of Qualifications)とは、締約国の権限のある承認当局が外国において付与された教育の資格の価値(the value of a foreign education qualification)について定め(define)、及びその価値に対して与える正式な確認(formal acknowledgement)をいう。

「中等教育(Secondary Education)」とは、初等教育、準備教育若しくは中間教育又は基礎教育に続くあらゆる修学の段階（生徒に高等教育のための準備をさせること、中等学校の修了証書の取得に生徒を導くこと又は生徒が高等教育に進学することを可能にすることをその目的に含み得るもの）をいう。(that stage of studies of any kind which follows primary, elementary, preparatory or intermediate or basic education and the aims of which may include preparing students for higher education, leading to a secondary school leaving certificate or enabling students to enrol in higher education)

「(高等教育への入学許可のための) 特定の要件(Specific Requirements (for admission to higher education))」とは、特定の高等教育課程への入学許可(admission)を得るため、又は高等教育における特定の修学分野に係る特定の資格を付与(award)されるため、一般要件に加えて満たされなければならない条件をいう。

「ユネスコ修了証書補足文書(UNESCO Diploma Supplement)」とは、欧州地域における高等教育に関する資格の承認に関する規約（「リスボン承認規約」と一般に呼ばれるもの）の参考文書であって、当該補足文書が添付される資格の原本にその名が記載されている個人が行い、及び修了した(the studies that were pursued and successfully completed)修学の性質(nature)、水準(level)、状況(context)、内容(content)及び状態(status)に関する記述を提供する文書をいう。

## 第II章 権限のある承認当局

### 第II.1条

1 締約国は、自国の中央当局が承認事項(recognition matters)について決定を行う権限を有する場合には、この規約に直ちに拘束されるものとし、また、自国の領域内におけるこの規約の実施を確保するために必要な措置をとる。

2 締約国は、承認事項について決定を行う権限が自国の構成要素(components)にある場合には、署名の時若しくは批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の時に又はその後いつでも、自国の憲法上の状況又は構造(situation or structure)に関する簡潔な説明を寄託者に提出する。このような場合には、権限のある承認当局に指定された締約国の構成要素は、自国の領域内におけるこの規約の実施を確保するために必要な措置をとる。

3 各締約国は、承認事項について決定を行う権限が個別の高等教育機関その他の主体にある場合には、自国の憲法上の状況又は構造に従い、この規約の本文をこれらの高等教育機関又は主体に

送付し、並びにこの規約に対する好意的な考慮及びその適用を奨励するために全ての可能な措置をとる。

4 1 から 3 までの規定は、次条以下の諸条に定める締約国の義務について準用する。

## 第II.2条

各締約国は、署名の時若しくは批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の時に又はその後いつでも、承認事項についての各種の決定を行う権限のある当局についてこの規約の寄託者に通報する。

## 第II.3条

この規約のいかなる規定も、一の締約国が付与する高等教育の資格の承認に関し、当該締約国が拘束される現行の若しくは将来における条約に含まれ、又はこれらの条約から生ずる一層有利な規定に影響を及ぼすものではない。

## 第III章 資格の評定に関する基本原則

### 第III.1条

1 一の締約国が付与する資格を有する者は、権限のある承認当局への申請により、適時に(in timely manner)、かつ、適切に(adequate)当該資格の評定を受けることができる。

2 各締約国は、1 に定める資格を有する者の権利を確保するため、承認の申請がされた資格の評定が、得られた知識及び技能に主たる焦点(with the main focus on knowledge and skills achieved)を合わせたものとなるよう、適当(appropriate)な措置をとることを約束(undertake)する。

### 第III.2条

各締約国は、資格の評定及び承認において用いられる手続(procedures)及び基準(criteria)が、透明性(transparent)、一貫性(coherent)、信頼性(reliable)及び公平性(fair)を有し、かつ、差別的でないものであること(non-discriminatory)を確保する。

### 第III.3条

1 承認についての決定(decision)は、承認が求められている資格に関する適当な(appropriate)情報に基づいて行う。

2 適当な情報を提供する責任は、第一に資格を有する者が負う。当該資格を有する者は、誠意をもって(in good faith)当該情報を提供する。

3 締約国は、適当な場合には(as appropriate)、自国の教育制度に属する全ての教育機関に対し、これらの教育機関において取得された(earned)資格の評定を目的とする情報提供の合理的な(reasonable)請に応ずるよう指導(instruct)し、又は奨励(encourage)する。締約国は、特に、自国の教育制度に属する教育機関に対し、要請に応じて、かつ、合理的な期間(timeframe)\_内に、資格を有する者又は承認が求められている締約国の教育機関若しくは権限のある承認当局に関連情報(relevant information)を提供することを奨励する。

4 関連する要件を申請が満たしていないことを証明する責任は、資格の評定に関連する情報が適当に提供される限り、権限のある承認当局が負う。

## 第IV章 高等教育を受ける機会を与える資格の承認

### 第IV.1条

各締約国は、資格が取得された締約国における高等教育課程(higher education programmes)を受講するための一般要件(general requirements)と当該資格を承認することが求められている締約国における高等教育課程を受講するための一般要件との間に実質的な相違(a substantial difference)があることが明らかである場合を除くほか、自国の各高等教育課程を受講することができるよう、他の締約国によって付与された資格であって自国の各高等教育課程を受講するための一般要件を満たすものを承認する。

### 第IV.2条

前条に規定する締約国による承認については、これに代えて、他のいずれか一の締約国において付与された資格を有する者が自己の要請によって当該資格の評定を得ることを可能にすることで足りるものとし、この場合には、同条の規定を準用する。

### 第IV.3条

特定の高等教育課程への入学許可が、高等教育課程を受講するための一般要件に加えて特定の要件が満たされるか否かによるものである場合には、関係する締約国の権限のある承認当局は、他の締約国において取得された高等教育の資格を有する者に追加的な要件を課すること又は他の締約国において取得された高等教育の資格を有する者が同等の要件を満たしているか否かについて評定することができる。

### 第IV.4条

学業修了証書(school leaving certificate)を付与した締約国において当該学業修了証書を高等教育を受ける機会の前提としての追加的な資格試験(additional qualifying examinations)と組み合わせることによってのみ高等教育を受ける機会が与えられる場合には、他の締約国は、これらの要件を自国における高等教育を受ける機会の条件とすること又は自国の教育制度においてこのような追加的な要件を満たすための代替的な措置を提示(offer)することができる。

### 第IV.5条

特定の高等教育機関又は当該高等教育機関の高等教育課程への入学許可については、制限的(restricted)又は選択的(selective)なものとすることができる。ただし、第IV.1から前条までの規定の適用を妨げない(Without prejudice to the provisions of Articles IV.1 – IV.4)。高等教育機関又は高等教育課程への入学許可が選択的なものである場合には、入学許可の手続は、外国において付与された高等教育の資格の認定が前章に定める公平性及び無差別の基本原則に従って実施されることを確保するものとすべきである。

### 第IV.6条

特定の高等教育機関への入学許可については、資格を有する者による当該高等教育機関における修学を有益なものとするため、その一又は二以上の教授言語(language or languages of instruction)

その他特定の言語について当該資格を有する者が十分な能力を有していることを証明することを条件とすることができる。ただし、第IV.1から前条までの規定の適用を妨げない。

#### 第IV.7条

非伝統的な資格取得の形態により取得された資格であって、これにより一の締約国において高等教育を受ける機会が認められるものは、他の締約国において公正な方法で評定される。

#### 第IV.8条

各締約国は、高等教育課程への入学許可のため、自国の領域内で運営されている外国の教育機関によって付与された資格について、自国の法令が定める特定の要件又は自国と当該教育機関の本国である締約国との間で締結した特定の協定に基づいて承認することができる。

### 第V章 部分的(patial)な修学の承認

#### 第V.1

各締約国は、他の締約国の高等教育課程の枠組みの中で修了した部分的な修学を適当な場合には承認し、又は少なくとも評定する。承認するとは、当該修了した部分的な修学と承認が求められている締約国の高等教育課程の一部又は全部との間に実質的な相違があることが明らかである場合を除くほか、承認が求められている締約国の高等教育課程の修了のために当該部分的な修学を考慮に入れることをいう。

#### 第V.2条

前条の規定は、非伝統的な資格取得の形態により行われた部分的な修学について準用する。

#### 第V.3条

各締約国は、特に、次の場合において、部分的な修学の承認を容易にする。

(a)次のとの間に事前の合意がある場合

- i. 関連する部分的な修学に責任を有する高等教育機関又は権限のある承認当局
- ii. 求められている承認に責任を有する高等教育機関又は権限のある承認当局

(b)学生が部分的な修学を修了した高等教育機関が、当該学生が当該部分的な修学のために定められた要件を満たしたことを証明する証書又は成績証明書を付与している場合

### 第VI章 高等教育の資格の承認

#### 第VI.1条

各締約国は、承認についての決定が主に高等教育の資格によって証明(certify)される知識及び技能に基づくものである場合には、実質的な相違があることが明らかである場合を除くほか、他の締約国において付与された高等教育の資格を承認する。

#### 第VI.2条

前条に規定する締約国による承認については、これに代えて、他の締約国において付与された高等教育の資格を有する者が自己の要請によって当該資格の評定を得ることを可能にすることで足りるものとし、この場合には、同条の規定を準用する。

#### 第VI.3条

前2条の規定は、締約国の教育制度の枠組みの中で、かつ、当該締約国の規制に従って(with domestic regulatory requirements)非伝統的な資格取得の形態により取得された高等教育の資格について準用する。

#### 第VI.4条

いずれかの締約国における他のいずれかの締約国において付与された高等教育の資格の承認は、次の結果のうち一又は二以上のものをもたらし得る(may have one or more of the following consequences)。

- (a) 承認が求められている締約国において当該締約国の資格を有する者に適用される条件と同じ条件に基づき、更なる高等教育（関連する試験を含む。）を受ける機会又は大学院課程の準備課程の受講承認が求められている締約国の
- (b)法令又は当該締約国内の管轄区域の法令に従った学術上の称号の使用
- (c)承認が求められている締約国の法令又は当該締約国内の管轄区域の法令に従った雇用の機会

#### 第VI.5条

締約国の権限のある承認当局による他の締約国において付与された高等教育の資格の評定については、次の者のうち一又は二以上のものに対する意見として利用することができる。

- (a)教育機関（当該教育機関の課程への入学許可を目的とする場合）
- (b)他の権限のある承認当局
- (c)潜在的な雇用者

#### 第VI.6条

各締約国は、自国の領域内で運営されている外国の高等教育機関によって付与された高等教育の資格について、自国の法令が定める特定の要件又は自国と当該高等教育機関の本国である締約国との間で締結した特定の協定に基づいて承認することができる。

### 第VII章難民、避難民及び難民に類する状況にある者が有する資格の承認

(省略)

### 第VIII章評定事項及び認定事項並びに承認事項に関する情報

#### 第VIII.1

各締約国は、自国の高等教育制度に属する教育機関によって付与された資格の質が承認が求められている締約国における承認を正当化するものであるか否かについて、他の締約国の権限のある承認当局が確認することができるようにするため、これらの教育機関及び自国の質の保証の制度に関する適切な情報を提供する。この情報には、次のものを含める。

- (a)自国の高等教育制度に関する説明

(b)自国の高等教育制度に属する各種の高等教育機関の概要及び各種の高等教育機関の典型的な特徴の概要

(c)自国の高等教育制度に属する承認され、又は認定された高等教育機関（公立及び私立）の一覧であって、各種の資格を付与するこれらの高等教育機関の権限並びに各種の高等教育機関に入学し、及び各種の課程を受講するための要件を示すもの

(d)質の保証の仕組みに関する説明

(e)自国の教育制度に属すると認める自国の領域外に所在する教育機関の一覧

#### 第VIII.2条

各締約国は、高等教育の資格の承認を容易にするため、次のことにより、関連する情報で正確な、かつ、最新のものを提供する。

(a)自国の高等教育制度及び資格に関する信頼すべき、かつ、正確な情報の入手を容易にすること。

(b)他の締約国の高等教育制度及び資格に関する情報の入手を容易にすること。

(c)自国の法令に従い、承認事項及び資格の評定に関する助言又は情報を提供すること。

#### 第VIII.3条

各締約国は、高等教育に関する情報を提供する国内情報センターの設立及び維持のための適切な措置をとる。各締約国の国内情報センターの形態は、異なり得る。

#### 第VIII.4条

締約国は、自国の国内情報センターを通じて又は他の方法により、次の文書の利用を促進する。

(a)ユネスコ修了証書補足文書又は他の同等の資格の補足文書

(b)国境を越える高等教育の質の保証に関するユネスコ及び経済協力開発機構の指針又は自国の各高等教育機関が自国の法令に従って作成する同等の文書

### 第IX章 実施

(省略)

### 第X章 最終規定

(省略)

署名等

(省略)

大学設置基準((昭和31年文部省令第28号)(平成30年6月29日施行)

## 第一章から第五章(省略)

### 第六章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第19条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵かん養するよう適切に配慮しなければならない。

(教育課程の編成方法)

第20条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(単位)

第21条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって一単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(一年間の授業期間)

第22条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第23条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

(授業を行う学生数)

第24条 大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

(授業の方法)

第25条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第25条の2 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第25条の3 (省略)

(昼夜開講制)

第26条 (省略)

## 第七章 卒業の要件等

(単位の授与)

第27条 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第二十一条第三項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(履修科目の登録の上限)

第27条の2 (省略)

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第28条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第29条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第一項及び第二項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第30条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第三十一条第一項の規定により修得した単位を含む。)を、当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に行つた前条第一項に規定する学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該大学において修得した単位以外のものについては、第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第30条の2 (省略)

(科目等履修生等)

第31条 大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者(以下「科目等履修生」という。)に対し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第二十七条の規定を準用する。

3 大学は、科目等履修生その他の学生以外の者(次項において「科目等履修生等」という。)を相当数受け入れる場合においては、第十三条、第三十七条及び第三十七条の二に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。

4 大学は、科目等履修生等を受け入れる場合においては、一の授業科目について同時に授業を行うこれらの者の人数は、第二十四条の規定を踏まえ、適当な人数とするものとする。

(卒業の要件)

第32条 卒業の要件は、大学に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得することとする。

2 前項の規定にかかわらず、医学又は歯学に関する学科に係る卒業の要件は、大学に六年以上在学し、百八十八単位以上を修得することとする。ただし、教育上必要と認められる場合には、大学は、修得すべき単位の一部の修得について、これに相当する授業時間の履修をもつて代えることができる。

3 第一項の規定にかかわらず、薬学に関する学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに係る卒業の要件は、大学に六年以上在学し、百八十六単位以上(将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習(以下「薬学実務実習」という。)に係る二十単位以上を含む。)を修得することとする。

4 第一項の規定にかかわらず、獣医学に関する学科に係る卒業の要件は、大学に六年以上在学し、百八十二単位以上を修得することとする。

5 第一項の規定により卒業の要件として修得すべき百二十四単位のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

(授業時間制をとる場合の特例)

第33条 (省略)

第八章以下(省略)

学位規則(昭和28年文部省令第9号)(平成28年4月施行)

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第百四条第一項から第四項までの規定により大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が授与する学位については、この省令の定めるところによる。

## 第2章 大学が行う学位授与

(学士の学位授与の要件)

第2条 法第百四条第一項の規定による学士の学位の授与は、大学（短期大学を除く。第十条、第十条の二、第十一条及び第十三条を除き、以下同じ。）が、当該大学を卒業した者に対し行うものとする。

(修士の学位授与の要件)

第3条 法第百四条第一項の規定による修士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 前項の修士の学位の授与は、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第四条第三項の規定により前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程に入学し、大学院設置基準第十六条及び第十六条の二に規定する修士課程の修了要件を満たした者に対しても行うことができる。

(博士の学位授与の要件)

第4条 法第百四条第一項の規定による博士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 法第百四条第二項の規定による博士の学位の授与は、前項の大学が、当該大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し行うことができる。

(学位の授与に係る審査への協力)

第5条 前二条の学位の授与に係る審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(専門職大学院の課程を修了した者に対し授与する学位)

### 第5条の2 (省略)

(専門職学位の授与の要件)

### 第5条の3 (省略)

## 第3章 短期大学が行う学位授与(省略)

## 第4章 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う学位授与

(学士、修士及び博士の学位授与の要件)

第6条 法第百四条第四項の規定による同項第一号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定めるところにより、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は次の各号の一に該当する者で、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十一条第一項の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

- 一 大学に二年以上在学し六十二単位以上を修得した者
- 二 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程を修了した者のうち法第五十八条の二（法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により大学に編入学することができるもの
- 三 専修学校の専門課程を修了した者のうち法第百三十二条の規定により大学に編入学することができるもの
- 四 外国において学校教育における十四年の課程を修了した者
- 五 その他前各号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣が別に定める者

2 法第百四条第四項の規定による同項第二号に掲げる者に対する学士、修士又は博士の学位の授与は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定めるところにより、同号に規定する教育施設に置かれる課程で独立行政法人大学改革支援・学位授与機構がそれぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の行う審査に合格した者に対し行うものとする。

（学位授与の審査への参画）

第7条 前条の学位の授与の審査に当たっては、大学の教員等で高度の学識を有する者の参画を得るものとする。

第五章 雑則 (以下省略)

## **Groningen Declaration on Digital Student Data Depositories Worldwide( Groningen, 16 April 2012)**

We, the signatories of this Groningen Declaration on Digital Student Data Depositories Worldwide, are witnessing a growing awareness in large parts of the worlds of politics and academics, as well as in public opinion, of the need to establish a more complete and far-reaching delivery of digital student data. As we see it, digital student data portability and digital student data depositories are becoming increasingly concrete and relevant realities, and in the years to come, they will contribute decisively to the free movement of students and skilled workers on a global scale.

In order to make this free movement of students and skilled workers a reality, and in order to unleash the full potential of digital student data depositories, we want to look into privacy rights, ownership of data, identification, access, and forwarding/ sharing of data, next to compatibility of systems and comparability of data. Respecting the principle of autonomy and diversity of systems and modes of delivery, the overriding principle is to seek convergence rather than to create uniformity.

It is understood that there are more stakeholders involved than just the digital student data depositories themselves. These other stakeholders include, of course, first and foremost the students themselves; then education institutions at the primary, secondary and tertiary level; national ministries of education; employers; and so forth. This group of stakeholders would not be primarily concerned with the technical part, but with acceptance and recognition and is, as such, of vital importance for the acceptance of the goals of this declaration. These stakeholders are therefore naturally included among the signatories.

The Groningen Global Founding Seminar of Digital Student Data Depositories Worldwide that is now coming to a close aimed at gathering the critical mass that may bring about global momentum as the best possible way to bring about change. And the best way we can think of to continue, after the seminar, is through promoting concrete measures to achieve tangible forward steps.

The present declaration will take the above named issues as overarching themes for the road ahead.

We consider the following issues - ownership of data sets; privacy rights, identification; access; consulting; forwarding/sharing; compatibility; comparability; acceptance; and recognition - in order to establish a global area of convergence on digital student data depositories, and we pledge to share best practices in digital secure systems and to co-ordinate our policies on:

- the purpose, feasibility and cost-efficiency of worldwide exchange of digital student data
- the ways to make our systems more compatible, inter alia by looking into semantic interoperability
- the ways to make data more easily comparable
- sharing or forwarding of data through designated systems
- promoting acceptance, for purposes of recognition, of digital student data in lieu of paper documents
- adherence to national or federal privacy rights, both at the sending and at the receiving ends, when data are transferred
- phasing out of paper based documents and of paper based authentications (legalisations) where practicable
- establishment of a Global Standing Secretariat on Digital Student Data Depositories Worldwide, to develop a follow-up structure, consisting of a “consultative group” of representatives of all signatories, plus a smaller “follow-up group”, in order to organize future events.

We hereby undertake to attain these objectives within the framework of our respective organisational competencies , thereby fully respecting the diversity of current systems. To that end, we will mutually seek governmental, intergovernmental and/or non-governmental co-operation.